

解散認可・認定申請書

一般的留意事項

- ・法第46条第1項第1号による解散の場合は所轄庁の認可を、同項第3号による解散の場合は所轄庁の認定を申請してください。

解散認可・認定申請書の添付書類

(作成上の注意)

1. 書類は、各2部作成してください。(申請書及び添付書類の必要部数)
2. 原本に公印等の押印のある文書の写しを添付する場合には、令和3年度から原本証明は不要です。
3. 説明中、「原本」の記載があるものは提出部数中1部を原本とし、1部は原本の写しに原本証明を行ったものを添付するとしておりましたが、令和3年度から写しに原本証明は不要です。

<添付書類>

No.	書類名	説明
1	評議員会の議事録	解散・残余財産帰属・清算人選任
2	定款	
3	財産目録及び貸借対照表	
4	財産目録記載不動産の登記事項証明書(登記簿謄本)	原本
5	財産目録記載不動産の評価鑑定書	原本
6	財産目録記載固定資産物品の明細書	
7	財産目録記載固定資産物品の評価書	原本
8	財産目録記載現金の残高証明書	原本。複数ある場合は証明現在日が同日のもの。
9	財産目録記載有価証券の保有証明書	原本。複数ある場合は証明現在日が同日のもの。
10	財産目録記載現金の理事長保管証明書	原本。複数ある場合は証明現在日が同日のもの。
11	財産目録記載負債の残高証明書	
12	財産目録記載財産の残余財産帰属者への贈与契約書	写し
13	財産目録記載財産の残余財産帰属者の贈与請書	写し

14	法人登記事項証明書（登記簿謄本）	原本
15	役員・評議員名簿	
16	当該年度仮決算書	
17	清算人就任内諾書	写し